

木津川市国土強靱化地域計画
概要版

令和2年3月

(令和5年12月一部修正)

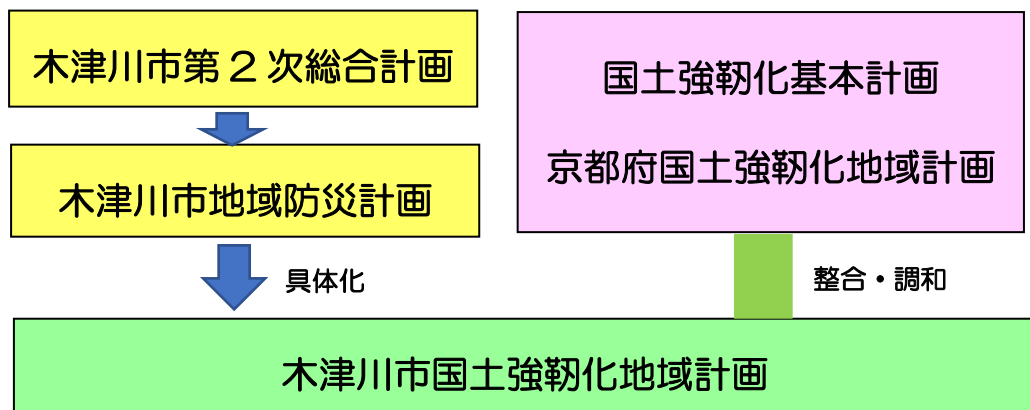


はじめに

1 策定の趣旨

木津川市は、国や京都府の取り組みに合わせて、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、市民、府、国及び事業者等とともに強靱で安心・安全な地域づくりを進めていくため、木津川市国土強靱化地域計画を策定しました。

2 計画の位置づけ



3 計画期間

計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年間とする。ただし、上位計画の変更、社会情勢の変化や具体的な取り組みの進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

第1章

基本目標

- ① 人命の保護が最大限に図られること。
- ② 木津川市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共公益施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④ 迅速な復旧復興に資すること。

第2章

本市の位置及び地形

木津川市地形図



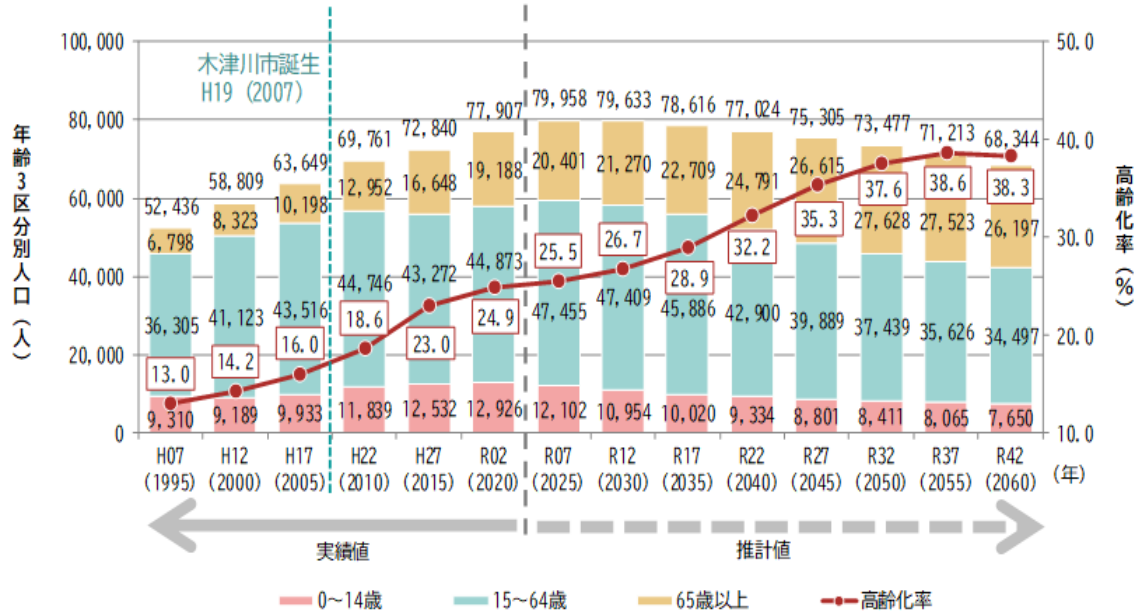
(出典：地理院地図（電子国土Web）から掲載)

気 候

本市の気候は、太平洋側の内陸性気候であり、四季を通じて穏やかで、降水量は年平均1,500mm前後である。

人口

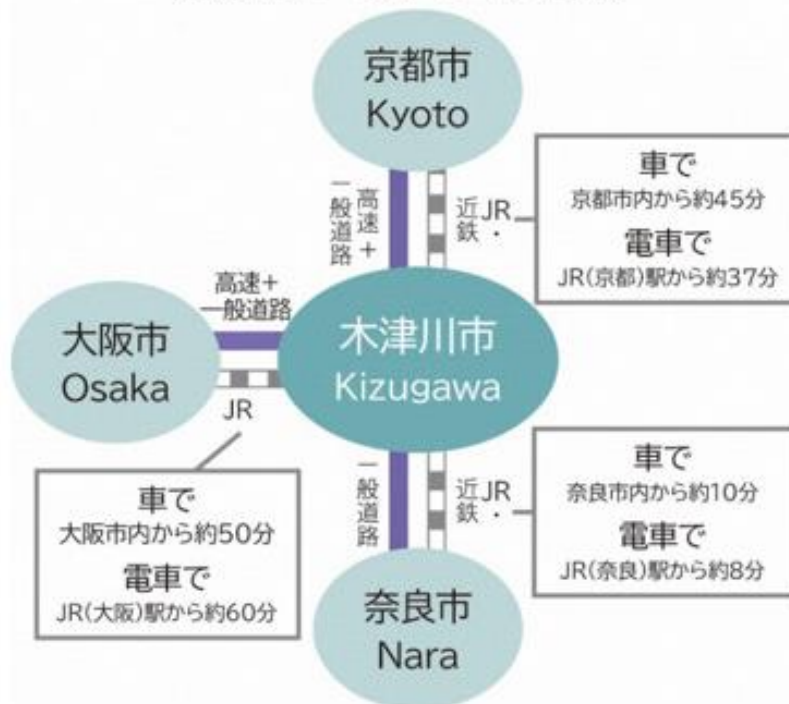
年齢3区分別人口と高齢化率の推移（実績値と将来推計値）



資料：2020年以前は国勢調査、2025年以降は木津川市推計（2023年推計）

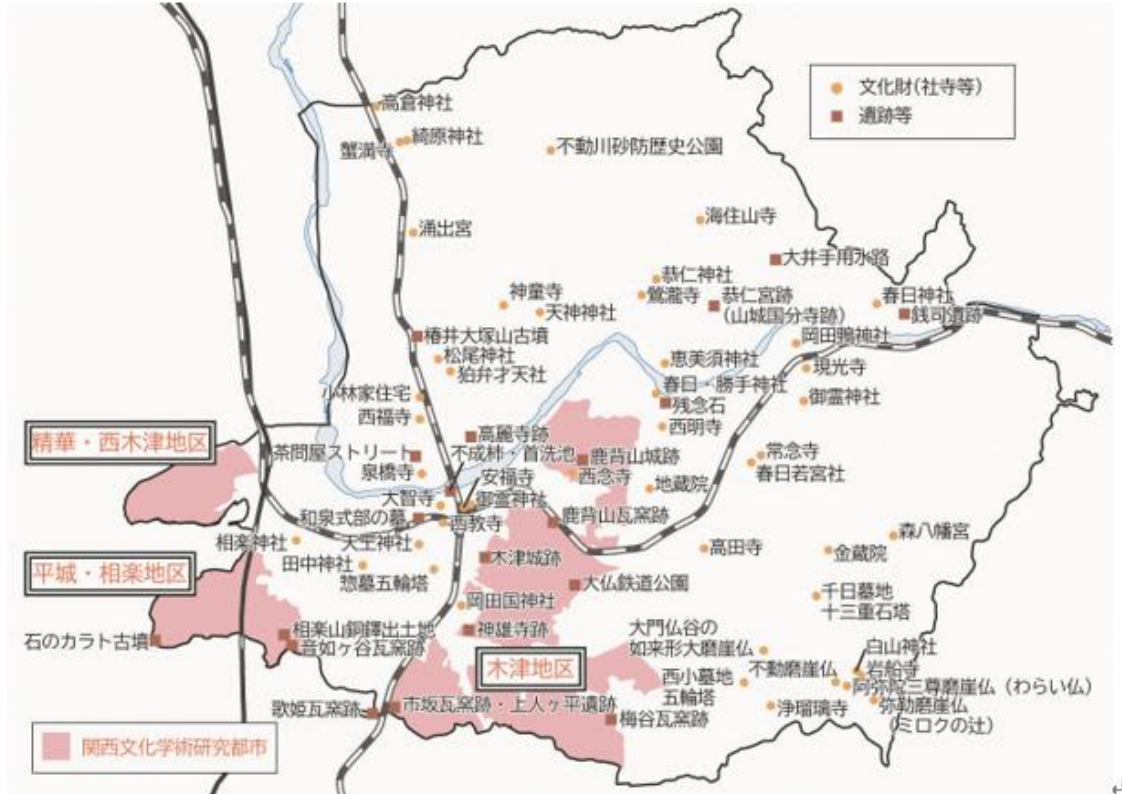
道路・鉄道の位置等

周辺都市へのアクセス時間



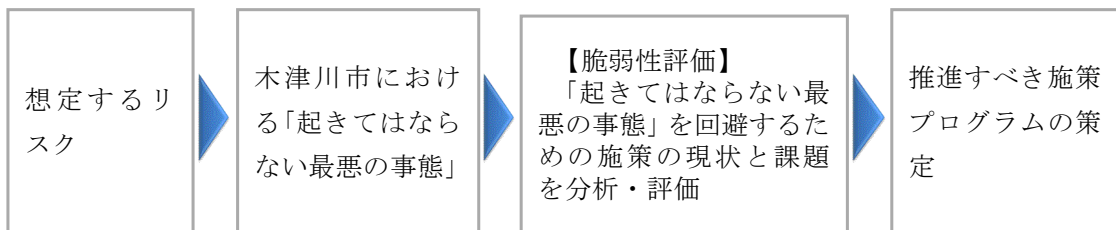
その他

木津川市の主な文化財・遺構及び関西文化学術研究都市の整備地区



第3章

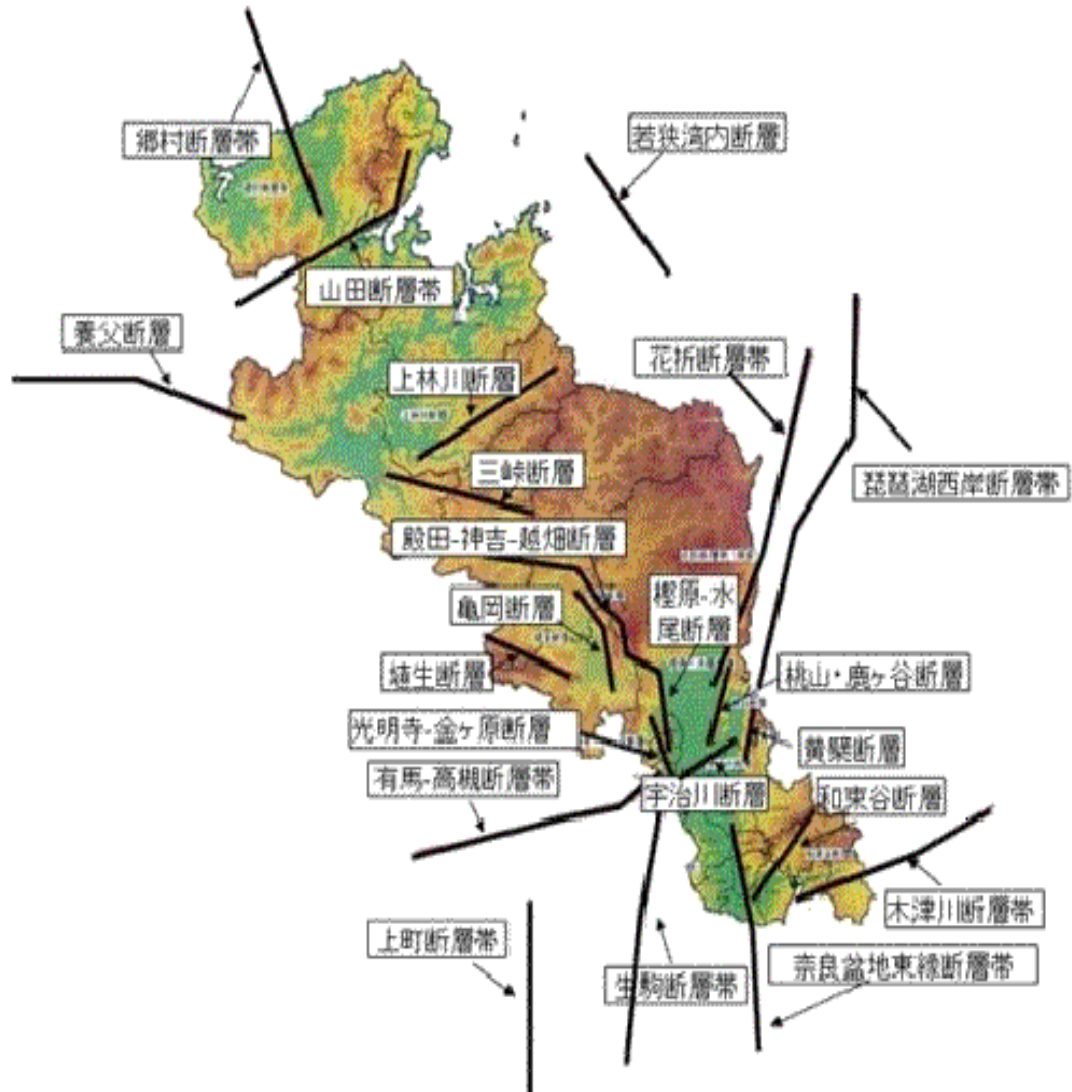
1 脆弱性評価



<脆弱性評価の枠組と手順>

2 想定するリスク

地震



豪雨等による土砂災害・風水害等

平成 25 年 台風第 18 号



木津神田付近（床上浸水）

平成 29 年 台風第 21 号



木津合同樋門（内水排水状況）

3 木津川市における「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	地震による土砂災害や堤防決壊等による死傷者の発生
	1-3	台風・豪雨等に伴う洪水及び広域かつ長期的な浸水による死傷者の発生
	1-4	台風・豪雨等による大規模な土砂災害の発生による死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備や避難体制の不備に伴う避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	重要路線の途絶等による、多数かつ長期にわたる孤立集落や孤立住民等の同時発生
	2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	消防団員の被災、道路の途絶・浸水、ポンプ車の故障、防火水槽・消火栓の損壊等により、消防団の機能発揮が困難
	2-5	住民の多数被災、防災倉庫の被災等により、自主防災組織としての救援・消火活動がほとんどできない事態の発生
	2-6	想定を超える大量の避難者及び帰宅困難者（観光客を含む）の発生、並びに水・食料等の供給不足
	2-7	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-9	避難所施設の被災や避難所運営体制構築の遅れにより、避難所運営が円滑にできない、安全が確保できない状況の発生。市外避難者の増大や想定外の避難者発生に伴う避難所施設の不足
	2-10	福祉避難所開設のための支援スタッフや救援物資提供の遅延により、協定締結福祉避難所及びその他の福祉施設による福祉避難所の開設ができない
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政・地域の防犯・治安機能の低下による盗難等の多発に伴う混乱
	3-2	警察等、国・府の出先機関の機能低下に伴う大規模な交通麻痺の発生、信号機故障等に伴う事故等の多発

	3-3	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信（防災行政無線、ネット回線、携帯電話等）の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備から避難行動や救助・支援の遅延
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4	基幹陸上交通ネットワークの機能停止に伴う人・物資の流通の停滞による各種事業への甚大な影響
	5-5	金融サービス等の機能停止により市民生活・商取引等への甚大な影響
	5-6	食料・水等の安定供給の停滞
	5-7	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道・ごみ処理等のライフライン・生活インフラ関連施設・設備の被災による長期間にわたる機能停止
	6-3	下水・汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通インフラが長期間にわたり機能停止
	6-5	応急仮設住宅等の住宅支援対策の遅延による避難生活の長期化
	6-6	被災者へのきめ細かな支援の不足による心身の健康被害の発生
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	木造密集地等での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	連続地震、土砂災害等の複合災害による多数の死傷者の発生
	7-3	沿線・沿道の建物等の倒壊に伴う閉塞、陥没による交通麻痺
	7-4	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-5	有害物質の大規模拡散・流出に伴う健康被害及び環境への影響
	7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-7	原子力発電所の過酷事故に伴う避難者の受け入れ及び風評被害等による京都経済等への甚大な影響
	7-8	感染症の大規模発生等による関連死の多数発生
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により、復旧・復興ができなくなる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	地盤変動等による広域・長期にわたる被害の発生により、復旧・復興が遅れる事態
	8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-7	住宅被害調査や罹災証明発行業務が遅延し、生活再建が大幅に遅れる事態
	8-8	広域応援部隊が使用する燃料等の不足による、救援行動に支障をきたす事態の発生
	8-9	市外へ避難された方の受け入れ態勢を確保できない事態の発生

第4章

国土強靱化の推進方針

施策分野毎の国土強靱化の推進方針

[個別施策分野]

(1) 行政機能／（警察）防犯・消防団等／防災教育等

推進項目	推進方針（要約）
防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策	防災拠点施設の耐震化の完了を目指し、防災拠点機能を維持
	行政機能を維持するため、停電時における電源を確保
	消防団施設の機能向上、本部代替施設の確保と通信機能等の向上
災害対策本部の運営強化等	地域防災計画、職員初動マニュアル及び業務継続計画の見直し
	初動体制を充実・強化し、代替拠点を定める。
応援・受援体制の強化	防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化、関係機関や民間企業等との連携・応援体制を構築
	警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の広域受援計画の策定、災害対策要員や資機材、物資等の確保
府及び部局間の連携強化	府と連携した防災訓練、被災者の生活再建支援システムの構築等
	「原子力災害に係る広域避難要領」に基づく宮津市からの避難者の受け入れの実効性を確保
救助・救出活動の能力向上	関係機関、警察、消防と地元消防団、行政地域等との連携を強化
	市職員等の災害対応能力を向上
物資等の備蓄、供給対策	府と連携要領を確認し、効率的な物資の調達・提供体制を構築
	備蓄物資を確保し、受け入れ救援物資等に備えた保管拠点を整備
行政における業務継続体制の確立	業務継続計画の検証と見直しを随時行い、業務継続体制の充実化

(2) 住宅・都市

推進項目	推進方針（要約）
住宅の耐震化	住宅の耐震化を一層促進
	耐震診断、耐震改修に関する助成制度、税制優遇措置等により、耐震改修等を促進
	市営住宅ストック総合活用（長寿命化）計画に基づく、耐震化
空家等対策の推進	木津川市空家等対策計画に基づき、空き家対策総合支援事業を活用しつつ、総合的な空家等対策を実施
多数の者が利用する建築物等の耐震化	多数の者が利用する建築物及び防災拠点施設について、耐震化や天井板の改修等を促進
学校施設の耐震化	学校施設は、施設全体の耐震化を推進
建築物、宅地等の応急危険度判定	地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士による判定を早急に実施できる体制の充実・強化
室内の安全対策、火災発生防止対策の推進	家具の固定等室内の家具転倒防止対策やガラス窓飛散防止対策等を推進
	消防水利の整備、住宅用消火器の普及、住宅用火災警報器の設置の啓発等、火災発生の防止対策の推進
地震や火災に強いまちづくり等の推進	木津川市建築物耐震改修促進計画の推進
	災害時の避難場所、延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備について、府と連携しながら推進
	倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等の安全性に関する取組
	大規模盛土造成地に関する情報共有
ライフライン施設の応急復旧体制の構築等	道路啓開、交通規制、災害復旧に係る協力体制の確保
	電気、ガス、給排水、照明、空調、通信設備等の機能が維持できるように耐震化・二重化等を推進
	平時から各ライフライン事業者間との連携を強化
下水道施設の耐震化	汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠を耐震化・改築更新、また、下水道事業計画区域外では合併浄化槽の整備を推進
上水道施設の耐震化	上水道施設の耐震化を推進するため、木津川市水道人材育成・技術継承計画に基づき技術職員の育成やノウハウの共有を強化
	木津川市新水道ビジョンに基づき、浄水場、配水池、管路の耐震化を計画的に実施

緊急輸送路等の確保・整備	緊急輸送道路や避難路、橋梁の耐震化や法面防災対策等の促進
	幹線道路等特に重要な路線に対し、無電柱化等を計画的に推進
	重要路線について府と連携し、沿道建築物の耐震化を推進
被災者の生活対策	避難所となる施設の耐震化等を推進、被災者の健康管理や避難所の衛生管理等の体制構築
	避難所等に「マンホールトイレ」の整備
迅速な被害認定調査、罹災証明の発行のための体制整備	被災者の生活再建支援システムを災害時に迅速に構築できる等、支援体制を整備
生活と住居の再建支援	地域コミュニティの強化、災害ボランティア活動、企業による地域貢献活動の環境整備等、「共助」の推進に寄与する取組を支援
	地域コミュニティの維持・活用や復興のための組織立ち上げなど、復興まちづくり支援が円滑に進む体制を整備
	平時から応急仮設住宅の建設適地の選定、仮設住宅建設の体制整備、入退去の基準を決めておくなど、体制を整備
	地震保険の加入を促進、全国規模の「住宅再建共済制度」の創設について国に働きかけ
帰宅困難者の安全確保	観光客を含む帰宅困難者に対する支援体制を整備
	民間施設等を一時避難所として活用
	観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に、代替輸送手段の確保等に係る方策を検討
	市町村、関係事業者と警察等の実動組織が連携した支援策及び、企業等の従業員の帰宅困難対策の促進
	災害時帰宅困難者に係る支援協定の締結事業者の拡大
観光客の安全確保	観光客支援マニュアルの整備など、災害時における観光客保護対策を促進
	外国人観光客等に対する情報提供要領の整備及び府を通じた連携体制の構築

(3) 保健医療・福祉

推進項目	推進方針（要約）
医療・福祉施設の耐震化等	医療施設・社会福祉施設の耐震化
	天井崩壊防止対策、スプリンクラー整備、エレベーターの安全指導・啓発等、医療・福祉施設の安全性を確保
災害時の医療・	山城南災害医療連携協議会の研修会及び訓練に参加

救護体制の整備	災害用医薬品について、府と連携した確保体制を強化
感染症のまん延防止	平時から予防接種を促進するとともに、被災者の生活全般について衛生環境を整備する体制を構築
特別な配慮が必要な人への支援	情報伝達体制、安否確認や避難支援者の確保、介助者の確保、個別避難計画の策定等、要配慮者支援の取組を推進
	地域住民の助け合いによる要配慮者支援の取組を促進

(4) エネルギー

推進項目	推進方針（要約）
再生可能エネルギー設備の普及促進	防災拠点等への再生可能エネルギー設備等の設置、蓄電池や天然ガスコージェネレーション等の普及について検討 停電時に市民が電力を使用できるよう、太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた、家庭向け再生可能エネルギー設備の普及を検討

(5) 金融

推進項目	推進方針（要約）
事業の再開に必要な資金の確保	金融サービス機能が停止しないよう連携体制の構築を促進 速やかに経済活動が再開できるよう、融資制度等について協議

(6) 情報通信

推進項目	推進方針（要約）
市民への通信手段の確保	防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化、通信伝達手段の多様化及び継続性の確保・強化を促進
	携帯情報端末等を活用し、多言語で観光防災情報を提供
	W i - F i 等の環境を避難所等に整備
災害危険情報の収集・伝達体制の確立	府が実施するW e b E O C を活用した訓練に参加
	「NHKニュース・防災」等の防災情報取得など、市民に周知
	要配慮者世帯に対する情報伝達手段の確保 100% を目指し推進

(7) 産業構造

推進項目	推進方針（要約）
BCPの推進による京都全体の活力の維持	「京都BCP」の推進に協力
	企業における防災体制の強化を促進
地域産業の活力維持	発災後に地域の産業の維持・継続・再建に向けた支援体制の整備を準備

観光業や農林水産業の風評被害対策	災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制づくり
交通・物流施設の耐災害性の向上	幹線道路等特に重要な路線に対し、無電柱化等を計画的に推進
ライフライン施設の整備	施設の耐震化・二重化等を進め、行政・事業者間で効果的な復旧方策について検討

(8) 交通・物流

推進項目	推進方針（要約）
道路等の整備・耐震化	道路、鉄道等の安全性を確保し地震に強い交通ネットワーク及び早期復旧体制を整備
災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の確保	代替道路の確保、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、無電柱化及び法面对策、重要路線を守るための治水、土砂災害対策を促進
交通・物流施設の耐災害性の向上	幹線道路等、特に対策が必要な重要な路線に対し、無電柱化等を計画的に推進
	医療機関と搬送機関の連携を促進し、緊急輸送体制を確保
	国道及び府道の整備促進を要望、関係機関と検討、重要路線の未整備箇所への早期供用開始に向けた取り組み
	孤立集落の発生や長期化を防止し、代替路の確保、重要路線の治水、土砂災害対策を推進
交通基盤、輸送機関の災害対応力の強化	複軸の交通ネットワークの構築に向け、高速道路や鉄道ネットワークの整備等を促進

(9) 農林水産

推進項目	推進方針（要約）
農地・農業用施設の防災対策	ため池による二次災害を防止、防災重点ため池のハザードマップの更新等による情報共有、ため池の保全と管理体制の強化
	農地、農業用排水路等の二次災害防止対策を支援、住民の多様な参画による共同活動を支援
	長期緩慢災害の情報をホームページで農業者や市民に周知
	農地等の保全のための地滑り防止対策等を府と連携して実施
資材の供給体制の整備	早期経営再建に必要な資材が供給できる緊急輸送路、農道・林道等の確保・整備を推進

森林の整備・保全	「新たな森林管理システム」を活用した森林の適切な管理と治山事業による保安林機能の向上し、府と連携して災害を防止
----------	---

(10) 国土保全

推進項目	推進方針（要約）
総合的な治水対策（流域治水）	国、府、関係市町村及び企業等あらゆる関係者が協働し、総合的な治水対策（流域治水）を推進
	一級河川小川をはじめとした木津川支流域における内水の排水設備などの改修・整備
	浸水被害対策は、河川管理施設等の維持・補強等、また、排水施設、雨水貯留浸透施設の整備等のハード対策を推進
	雨水貯留浸透施設の整備、調整池の設置、農地等の治水対策整備や地域の取組支援、森林の水源涵養機能の維持・向上、遊水機能を有する土地の保全
	公共建築物への浸水による被害を軽減する機能の整備、排水機場の適切な操作、ため池の決壊防止等の対策、洪水ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域防災力の強化
河川、下水道等施設の整備・耐震化	国や府と連携して河川整備の要望、協議及び実行に協力
	京都府が計画実施する天井川の地震対策・治水対策に協力
	雨水貯留施設の設置等による浸水被害の軽減
家庭向け雨水タンクの普及促進	京都府と協力して、家庭向け雨水タンクの普及促進
洪水ハザードマップ作成等	洪水ハザードマップの作成、市民の避難体制の確保や防災意識を向上
総合的な土砂災害対策	府が推進する土砂災害防止施設等の整備、土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供など、市民の防災意識の向上のための啓発活動等、積極的に協力
	土砂災害特別警戒区域内の住宅等について、土砂災害対策改修や住宅の移転を促進。住宅・建物安全ストック形成事業を推進。
道路・橋梁の維持補修	市で管理する道路及び橋梁等について、長寿命化対策を計画的に推進

(11) 環境

推進項目	推進方針（要約）
災害廃棄物処理	<u>災害廃棄物処理計画を策定して、災害廃棄物の適正かつ円滑</u>

	<u>な処理により、早期に復旧、復興を図るため、必要な事項を定める。</u>
--	--

(12) 土地利用（国土利用）

推進項目	推進方針（要約）
安心・安全を実現する国土利用	土地利用を適切に制限するとともに、防災拠点施設等の災害リスクの低い地域への立地を推進
緊急避難場所・避難所の整備等	「災害の種類別の指定緊急避難場所・指定避難所」の周知、避難所環境の充実化 原子力災害時における広域避難者の受け入れ、避難所運営体制等の整備
地籍調査の推進	被災後の迅速な復旧、復興で重要な土地境界等の情報を整備

(13) 伝統・文化の保全

推進項目	推進方針（要約）
文化財の保護・保全	文化財建造物の倒壊防止対策、美術工芸品の転倒防止対策等の推進、実践的な消防訓練等の実施 復興に当たって、京都・木津川市の伝統・文化の保護・承継がなされるよう、平時から体制を構築
文化財建造物等の耐震化	観光客等不特定多数の者の生命・身体の安全を確保するため、補強等の耐震対策を促進
文化財の防火対策	自動火災報知設備、消火設備等の防災設備の整備し、相楽中部消防組合と調整して、文化財レスキュー体制等の構築を推進

[横断的分野]

(1) リスクコミュニケーション

推進項目	推進方針（要約）
災害危険情報の提供	市民自ら安全を確保する行動がとられるよう、マルチハザード情報提供システムを周知
地域の「つながり」の強化	地域における助け合い「互助・共助」が重要であることから、様々な地域活動の実施、自主防災組織の育成及び活動を活性化
多国籍市民等への災害時支援等	多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、携帯メールによる防災情報の発信を行うとともに、市が実施する防災訓練等へ参加する等、災害時の支援体制を構築
消防団の活性化	消防団員の教育訓練や大学生、消防団員OB等の活用、救助等専門チームを設置するなど消防団の機能強化を推進

(2) 人材育成

推進項目	推進方針（要約）
市民に対する教育・訓練	防災力を向上するため、人材を育成し、市民に防災知識を普及
	児童・生徒等を対象とした防災教育の実施
	市民等参加の訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化
自主防災組織の活動促進	地区防災計画の素案の作成や防災訓練等を促進するとともに、府と連携して自主防災リーダーを育成
職員の技術力の向上	近畿市町村災害復旧相互支援機構へ参画し、技術職員の災害査定技術力を向上

(3) 官民連携

推進項目	推進方針（要約）
NPO・ボランティアとの連携強化	平時から府・市、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等のネットワーク連携により、災害ボランティアセンターの機能を向上
	災害時に集まるボランティア等の受入れ、配置、被災者ニーズ対応等に的確に対処できるスタッフを養成
迅速な応急復旧等に向けた応援協力体制の確保等	災害発生直後の迅速な応急復旧等に対応する、地域の建設業団体等との応援協力体制を確保、応援部隊等との連携体制も整備

(4) 老朽化対策

推進項目	推進方針（要約）
安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新	公共公益施設等総合管理計画に基づく施設管理の推進、各施設等の機能を維持管理
	公共公益施設等の修繕等、安全に使用できるように、施設の安心・安全を持続的に確保

(5) 研究開発

推進項目	推進方針（要約）
国・府の研究開発成果の活用	災害に強いまちづくりに資する科学的知見に基づく研究開発情報を積極的に収集し、市の強靱化に活用

第5章

計画の推進

施策の重点化

市が担う役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、51の「起きてはならない最悪の事態」の中から特に14の事態を以下のとおり選定した。

事前に備えるべき目標	特に回避すべき起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による建物・交通路等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	地震による土砂災害や堤防決壊等による死傷者の発生
	1-3	台風・豪雨等に伴う洪水及び広域かつ長期的な浸水による死傷者の発生
	1-4	台風・豪雨等による大規模な土砂災害の発生による死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備や避難体制の不備等に伴う避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-7	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-3	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信（防災行政無線、ネット回線、携帯電話等）の麻痺・長期停止
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-4	基幹陸上交通ネットワークの機能停止に伴う人・物資の流通の停滞による各種事業への甚大な影響
	5-6	食料・水等の安定供給の停滞
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	木造密集地等での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態